

以下の内容について追録しました。

P23 2-5-2 文京区における設置促進策

表 6-1 令和8年度文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業

| 種類 (耐用年数) | 助成対象設備の要件 | 助成金額及び上限額 |
|--|--|---|
| 住宅用太陽光発電システム (17年) | 1. 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 2. 発電された電力を当該設置住宅 (共用部分を含む。) で使用すること。 | 7万円/kW (上限 35万円) ※kW は、小数点以下第3位を四捨五入 |
| パワーコンディショナ (住宅用太陽光発電システム用) (10年) | 既に住宅にパワーコンディショナが設置されており、太陽光発電システムの要件を満たすものであって、当該システムを継続して利用するために更新するものであること。 2. 耐用年数を経過しているものの更新であること。 | 助成対象経費の実支出額に4分の1を乗じた額 (上限 10万円) |

表 6-2 令和8年度文京区持続可能性向上支援補助金 (省エネ設備)

| 種類 | 助成対象設備の要件 | 助成金額及び上限額 |
|--|---|-----------------------------|
| (1)換気設備 (高機能換気設備に限る) | (1)・(2)共通 補助対象施設が区内にあり、「省エネ診断」又は「省エネ最適化診断」に基づき実施される温室効果ガス排出削減又は光熱水費等の削減が図れる設備を設置する事業であること。 | (1)設備設置費用の5分の4 (上限 50万円) |
| (2)空調設備、照明設備(LED照明の設置のみの場合は、省エネ診断・省エネ最適化診断は不要。)、受変電設備、衛生設備、ボイラー設備、太陽光・風力そのほかの再生可能エネルギー設備 | | (2)設備設置費用の3分の2 (上限 50万円) |